

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**障がいのある方の声を  
市政に反映**

政策提言サポーター(聴覚、精神、知的障がいのある方4人)が、障がいのある方の市政に対する意見や要望をお聞きします。

【詳細】障がい福祉課(211)2936、HP

**人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会**

【日所】8月19日(土)北區民センター  
敬老パスの新たな対象者に申請書を交付

8月中旬に、次の方に申請書を送付します。敬老パス交付を希望する方は、必要事項を記入し、返送してください。

【対】①今年6月30日現在、市内に住民登録があり、引き続き居住している方で、昭和11年10月2日～12年4月1日に生まれた方、②今年3月1日～6月30日に転入(住民登録)し、引き続き居住している方で、昭和11年10月1日以前に生まれた方。  
【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

ター(北区北25西6)、20日(日)西區民センター(西區琴似2の7)。いずれも午後1時30分～4時。

【詳細】身体障害者福祉協会(641)8853  
**福祉用具公開講座**

【内】車いす、つえ、歩行器の選び方に関する講演と体験。  
【日所】8月30日(水)午前10時～正午  
所 身体障害者福祉センター(西區二十四軒2の6)。  
定 25人。

【申】FAX。上欄必要事項を記入し、8月11日(金)から身体障害者更生相談所(FAX(644)2900)へ。(先着)  
【詳細】身体障害者更生相談所(641)8852

**高齢者の活動を支援します**

NPO法人など的高齢者団体が行う次の事業について、経費の一部を補助します。①先駆的な生きがい活動を行う高齢者の居場所・活動拠点(シニアサロン)の運営、②社会貢献に係る先駆的な取り組み。  
【日所】8月1日(火)から区役所で配布する事業計画書などを8月31日(木)までに持参。選考あり。

【詳細】高齢福祉課(211)2976  
**小規模特別養護老人ホーム整備募集説明会**

市内に開設を計画する事業

者向けの説明会です。  
【日所】8月11日(金)午前11時～正午  
所 市役所5階南西会議室。  
対 社会福祉法人(設立見込み含む)。1法人2人まで。

【詳細】高齢福祉課(211)2976  
**高齢者福祉功績者表彰式・シニア提言の集い**

【内】表彰式後、シニアによる提言とシンポジウムを開催。

【日所】9月6日(水)午後1時30分～3時30分。社会福祉総合センター(中央区大通西19)。  
【詳細】社会福祉協議会(612)6110

**千人ダンススポーツフェスティバル**

無料で社交ダンスを楽しめます。

【日所】9月10日(日)午前11時30分～午後4時30分。

【所】真駒内アイスアリーナ(南区真駒内公園1)。  
【詳細】社会福祉協議会(612)6110

**保険・年金**

**介護保険**

△低所得者減免制度▽  
18年度の保険料が第3段階以上で、次のすべての基準を満たす65歳以上の方は、申請

により最も低い段階の金額まで介護保険料が減免されます。お住まいの区の区役所保険年金課へ申請してください。

【対】17年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下、②世帯全員

の預貯金の合計額が350万円以下、③別世帯の市民税課税者に扶養されていない、④世帯全員が居住用など以外の不動産を所有していない。

【持参するもの】世帯全員の17年中の収入の分かるもの、預貯金額の分かるもの、加入している健康保険の保険証。  
【詳細】区役所(1階)の保険年金課

**国民健康保険**

△所得申告書の提出を▽

国民健康保険料は、前年の所得に基づいて算定します。

所得税や住民税の申告をした方は申告内容を基に算定しますが、申告をしていない方については所得申告書の提出が必要です。対象となる世帯には申告書を送付しますので、期限までに必ず提出願います。

△口座振替のご利用を▽  
国民健康保険料の納付には、便利で安心・確実な口座振替(自動払い込み)をお願いします。納付通知書、預(貯)金通帳、通帳の届出印を持参し、口座のある金融機関、郵

便局か区役所の保険年金課でお申し込みください。  
△交通事故に遭ったとき▽  
第三者の加害行為によって傷害を受け、国保で治療を受けた場合は、必ずお住まいの区の区役所保険年金課に届け出をしてください。

【詳細】区役所(1階)の保険年金課  
**国民年金**

次の場合は、お住まいの区の区役所年金係へ届け出が必要です。①20歳になったとき(厚生年金・共済組合加入者を除く)②厚生年金・共済組合の加入者でなくなったとき(被扶養配偶者も同様)③厚生年金・共済組合の加入者の被扶養配偶者でなくなったとき(収入増・離婚など)。

【詳細】区役所(1階)の保険年金係

**ビジネス**

**中小企業経営無料相談会**

【内】経営改善、財務、ITなどの課題に専門家が対応。

【日所】①9月6日(水)午後1時～5時 清田区民センター(清田区清田1の2)、②10日(日)午前10時～午後4時 北海道経済センタービル(中央区北1西2)、③13日(水)午後1時